

○八女西部広域事務組合組合長交際費支出基準

(平成 28 年 12 月 28 日 基準第 1 号)

改正 令和 5 年 1 月 10 日告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、八女西部広域事務組合組合長（以下「組合長」という。）が八女西部広域事務組合（以下「組合」という。）の業務の遂行に当たり必要な外部との交際のために支出する組合長交際費について、その種別、支出範囲等について必要な事項を定めるものとする。

(種別及び支出範囲)

第 2 条 組合長交際費の種別及び支出範囲は、次のとおりとする。

- (1) 祝金 各種総会、大会、式典、行事等に組合長又は組合長の職務を代理する者及び組合長の職務を補助する者等が出席する場合に、2 万円を限度に支出する。
 - (2) 弔慰金 支出は別表のとおりとする。
 - (3) 見舞金 病気、災害、事故等に対し、1 万円を限度に支出する。支出対象者については弔慰金に準じる。ただし、組合職員及びその家族等に対する支出は行わない。
 - (4) 会費 構成員として支出する年会費及び懇親等を目的とする会合の参加費等については、設立又は開催趣旨、構成員、出席者、日ごろの組合との関わり等から公益上適当と判断される場合に、実費を支出するものとする。実費が不明な場合は会場等を考慮し、1 人 1 万円を限度にその都度決定して支出する。
 - (5) 賛助費 公に認められた団体及びそれに準じる団体で、会の設立趣旨・運営方針・構成員等からして支出する必要があると判断される場合、その都度決定して支出するものとする。
 - (6) 接遇 組合長又は組合長の職務を代理する者及び組合長の職務を補助する者等が、各種団体や民間の有識者等と意見交換や情報収集を目的とした懇談等を行う場合で、組合の業務遂行上有益な交際と判断される場合に、1 人 1 万円を限度に支出する。
 - (7) 掲載料 組合に有益な記事が掲載されることが明らかな場合に支出する。
 - (8) 贈呈 組合に対する貢献者、協力者等に対して謝意を表す場合など、交際上必要と判断される場合に支出する。
 - (9) その他 上記に掲げるほか、組合長が特に必要と認めたものについては支出するものとする。
- 2 支出限度額については、地域の慣習等特別な理由により、上記に定める金額により難しい事情がある場合には、金額を調整できるものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、宗教、政党その他の政治団体又はその支部に対する支出は行わない。

(支出内容の公開)

第3条 この基準に基づき支出した組合長交際費の内容は、個人に関する情報で、特段の配慮が必要なものを除き公開する。

(見直し)

第4条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、組合長交際費の支出に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(令和5年1月10日告示第1号)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

弔慰金支出基準

分類	本人	家族
組合議員	10,000 円	5,000 円
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 に規定する各種委員	5,000 円	5,000 円
組合施設に係る地元区長	5,000 円	5,000 円
組合長、副組合長	10,000 円	5,000 円
組合職員	10,000 円	5,000 円
上記以外で組合長が特に必要と認めた者	10,000 円以内	5,000 円以内

備考

- 1 家族とは、配偶者、父母（養父母及び同居する配偶者の父母を含む。）及び子をいう。
- 2 この基準に定める者への初盆参り（組合職員については、本人及び配偶者に限る。）については、香料及び線香料として 3,100 円を限度に支出することができる。
- 3 この基準により弔慰金を支出する場合には、あわせて弔電を送ることができる。
- 4 組合職員の範囲は、正規職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員とする。
- 5 上記以外で組合長が特に必要と認めた者については、必要に応じ、弔電のみとすることができる。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。